

名護市景観まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び名護市景観まちづくり条例（平成25年名護市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観審議会)

第2条 条例第13条に規定する名護市景観審議会（以下「審議会」という。）は、委員8人以内で組織し、市民、有識者及び関係団体の構成員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

5 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見及び説明を聴くことができる。

(景観審査会)

第3条 条例第14条に規定する名護市景観審査会（以下「審査会」という。）は、委員8人以内で組織し、有識者及び関係団体の構成員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

5 審査会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見及び説明を聴くことができる。

(景観アドバイザー)

第4条 条例第15条に規定する景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、景観形成（条例第4条第1項に規定する景観形成をいう。以下同じ。）、建築物の意匠形態、色彩等に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年以内とする。

3 アドバイザーは、再任されることができる。

(景観地域会議)

第5条 市長は、景観形成を推進する地域において次に掲げる事項について意見を聴くため、当該地域の自治組織の代表者等による景観地域会議を開催することができる。

(1) 地域内の景観形成方針及び景観形成基準の変更に関すること。

(2) 地域内の建築行為等（条例第3条第2号に規定する建築行為等をいう。以下同じ。）の景観計画（条例第7条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）への適合に関すること。

(景観モデル地区会議)

第6条 市長は、景観計画に定めた景観モデル地区において次に掲げる事項について意見を聴くため、当該景観モデル地区の自治組織の代表者等による景観モデル地区会議を開催することができる。

- (1) 景観モデル地区内の景観形成方針及び景観形成基準の変更に関すること。
- (2) 景観モデル地区内の建築行為等の景観計画への適合に関すること。
(事前協議の手続)

第7条 条例第16条第1項の規定による景観事前相談書の提出は、景観事前相談書(様式第1号。以下「相談書」という。)に、別表に定める図書を添付して行うものとする。

- 2 市長は、相談書の提出があったときは、必要に応じて景観アドバイザー、景観地域会議又は景観モデル地区会議の意見を聴くよう努めるものとする。

(景観形成要望書の通知)

第8条 市長は、条例第16条第1項に基づき提出された相談書について、その内容が景観形成基準に適合していない場合は、景観形成要望書を作成し、当該相談書を提出した事業者に通知しなければならない。

(条例第16条第2項に基づく手続)

第9条 条例第16条第2項の規定により相談書に係る対象事業(以下「対象事業」という。)が景観計画に適合しないと市長が認めたときは、当該相談書を提出した事業者(次条において「不適合相談事業者」という。)は、第11条、第14条第1項から第3項、第16条第1項及び第19条に定める手続を行わなければならない。

(条例第16条第4項の区域の住民)

第10条 条例第16条第4項の規定により市長が形成書の概要を公開する場合における区域の住民は、第12条の規定により市長が定める関係区域の住民及び対象事業に利害関係を有する者(以下「関係住民等」という。)とする。

(景観形成書の提出等)

第11条 不適合相談事業者は、第8条の規定により通知された景観形成要望書に係る配慮内容を示した景観形成書(様式第2号。以下「形成書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(関係区域の決定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による形成書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に、当該対象事業の実施が周辺景観に著しい影響を及ぼすおそれのある区域(以下「関係区域」という。)を定め、通知書により当該形成書を提出した事業者(以下「形成書提出事業者」という。)に通知しなければならない。

(形成書の縦覧等)

第13条 市長は、関係区域を定めたときは、遅滞なく当該関係区域の範囲及び対象事業の概要を告示し、当該形成書を告示の日の翌日から起算して21日間縦覧に供しな

なければならない。

- 2 関係住民等は、前項の規定による告示があったときは、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該形成書について、意見書（様式第3号）を市長に提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その写しを形成書提出事業者に送付しなければならない。

（説明会の開催等）

第14条 形成書提出事業者は、前条第1項に規定する告示の日の翌日から起算して14日以内に説明会を開催するとともに、必要に応じて対象事業に対する関係住民等の理解を深めるための措置を講じなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。

- 2 形成書提出事業者は、前項の説明会を開催する日時、場所、参加対象者、参加対象者への周知のための措置等について、説明会実施予定書（様式第4号）により市長に提出しなければならない。
- 3 形成書提出事業者は第1項の説明会を開催したときは、説明会実施報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する期日までに説明会を開催することが困難であると認めるときは、当該期日を7日以内に限り延長することができる。

（公聴会の開催等）

第15条 市長は、対象事業の内容について、必要があると認めるときは、第13条第1項に規定する縦覧期間を経過した後、公聴会を開催するものとする。

- 2 市長は、公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を開催予定日の7日前までに告示しなければならない。
- 3 市長は、公聴会を開催したときは、公聴会記録書を作成し、その写しを形成書提出事業者に送付しなければならない。

（見解書の提出等）

第16条 形成書提出事業者は、第13条第3項の規定による意見書の写しの送付又は前条第3項の規定による公聴会記録書の写しの送付があったときは、見解書（様式第6号）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは遅滞なく当該見解書の概要を告示し、当該見解書を告示の日の翌日から起算して14日間、縦覧に供しなければならない。

（景観審査会への諮問）

第17条 市長は、前条第2項の規定による告示を行ったとき、又は市長が必要と認めるときは、遅滞なく、形成書に次に掲げる書類を添えて審査会に諮問しなければならない。

- (1) 第13条第3項の規定により意見書が提出された場合における当該意見書
- (2) 第15条第1項の規定により公聴会が開催された場合における同条第3項の公聴会記録書

(3) 前条第1項の規定により見解書が提出された場合における当該見解書
(審査書の作成等)

第18条 市長は、前条の規定による諮問に係る審査会の答申があったときは、当該答申を踏まえ、意見を記載した審査書を作成しなければならない。

2 市長は、審査書を作成したときは、遅滞なく形成書提出事業者に送付するとともに、その概要を告示しなければならない。

(景観形成書の変更等)

第19条 形成書提出事業者は、前条第2項の規定による審査書において対象事業の内容に関する変更の意見があった場合は、当該審査書に基づき検討を行い、その内容を変更する場合は変更を施した形成書を、変更しない場合は景観計画適合拒否届出書(様式第7号。以下「拒否書」という。)を市長に提出しなければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第20条 法第16条第5項に規定する通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第8号。以下この条において「通知書」という。)に別表に定める図書を添付して行うものとする。

2 市長は、通知書に係る対象事業が景観計画に適合しないと認めるときは、法第16条第6項に基づき、景観計画区域内行為協議書により、国の機関又は地方公共団体に対して協議を求めるものとする。

3 市長は、通知書に係る対象事業が景観計画に適合すると認めるとき、又は前項の協議を終えたときは、公共協議完了書を作成し、国の機関又は地方公共団体に交付しなければならない。

(事前協議完了書の交付等)

第21条 市長は、条例第16条第1項の規定に基づく相談書(景観計画に適合するものとして市長が認めたものに限る。)の提出があったとき、及び第19条の規定による変更を施した形成書又は拒否書の提出があったときは対象事業の事前協議の手続が完了したものとし、当該提出の日の翌日から起算して10日以内に条例第16条第3項に基づく事前協議完了書(以下「完了書」という。)を交付しなければならない。この場合において、市長は、変更を施した形成書の内容が審査書の内容と異なるとき、又は拒否書の提出があったときは、当該事実を付記することができる。

2 市長は、前項の規定による完了書の交付を行ったときは、遅滞なくその内容を告示し、完了書の写しを告示の日の翌日から起算して7日間、縦覧に供しなければならない。

(行為届出書の提出等)

第22条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(様式第9号。以下「行為届出書」という。)に別表に定める図書及び完了書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第10号)により別表に定める図書及び完了書を添付して行うものとする。

(景観計画適合確認・着手制限の解除通知書の交付)

第23条 市長は、前条第1項の行為届出書が景観計画に適合すると認め、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、着手制限の解除日も併せて、速やかに景観計画適合確認・着手制限の解除通知書を作成し、行為届出書を提出した事業者に交付しなければならない。

(景観計画不適合確認通知書の交付)

第24条 市長は、第22条第1項の行為届出書が景観計画に適合しないと認めるときは、速やかに景観計画不適合確認通知書を作成し、行為届出書を提出した事業者に交付しなければならない。

(塗装工事等の届出)

第25条 条例第22条に規定する塗装工事等の着手の届出は、景観計画区域内塗装工事着手届(様式第11号)によるものとする。

(事業完了届等)

第26条 条例第23条に規定する事業完了等の届出は、景観計画区域内事業完了等届(様式第12号)によるものとする。

(公表する事項)

第27条 条例第24条第5項の規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 建築行為等の対象行為、位置及び区域
- (3) 市長の勧告の内容及び当該勧告に至る経緯等

(書類の様式)

第28条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 第8条の規定による景観形成要望書 様式第13号
- (2) 第12条の規定による関係区域決定通知書 様式第14号
- (3) 第15条第3項の規定による公聴会記録書 様式第15号
- (4) 第18条第1項の規定による審査書 様式第16号
- (5) 第20条第2項の規定による景観計画区域内行為協議書 様式第17号
- (6) 第20条第3項の規定による公共協議完了書 様式第18号
- (7) 第21条第1項の規定による事前協議完了書 様式第19号
- (8) 第23条の規定による景観計画適合確認・着手制限解除通知書 様式第20号
- (9) 第24条の規定による景観計画不適合確認通知書 様式第21号
- (10) 条例第24条第1～4項の規定による勧告書 様式第22号
- (11) 法第17条第1項の規定による設計変更等命令書 様式第23号
- (12) 法第17条第4項の規定による期間延長通知書 様式第24号
- (13) 法第17条第5項の規定による現状回復等命令書 様式第25号
- (14) 法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分証明書 様式第26号

(補則)

第29条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第7条、第20条、第22条関係）

行為の種類	図 書		
	種 類	明示すべき事項	備 考
1 建築物 （法第16 条第1項 第1号関 係）	付近見取図 （縮尺1／ 2500程度）	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置 ④道路・公園等の公共施設 ⑤目標 となる地物 ⑥周辺の景観資源	
	付近現況説明 資料	①2方向以上から行為の場所を撮 影したもの ②行為の場所周辺を 含めて撮影したもの ③現況写真 の撮影位置及び撮影方向が分かる 図面	
2 工作 物（法第 16条第1 項第2号 関係）	配置図 （縮尺1／ 200程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の 境界線 ⑤敷地内における届出に 係る建築物等の位置 ⑥届出に係 る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁 壁 ⑨敷地の接する道路の位置、名 称及び幅員 ⑩敷地及び道路の高 低差 ⑪建築設備の位置及び種類 ⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置 ⑬ 外構施設の位置及び材料⑭ごみ置 場	
	各階平面図 （縮尺1／ 100程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部 の位置 ⑤建築設備の位置及び種 類	建築物等の移転又 は外観の模様替若 しくは色彩の変更 に係る届出にあっ ては添付を要しな い
	各面立面図 （縮尺1／ 100程度）	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設 備、軒等の位置及び形状 ④壁面及 び屋根の仕上げ材料及び色彩（マ ンセル値表示） ⑤建築設備の位置 及び種類	建築物等の移転又 は外観の模様替若 しくは色彩の変更 に係る届出にあっ ては、カラー写真に 代えることができ る色彩については、 色調をできるだけ 詳しく記入するこ と
	2面以上の断 面図（縮尺1 ／100程度）	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設 備、軒等の位置及び形状 ④道路、 擁壁、垣、柵の位置及び高さ ⑤建 築設備の位置及び種類	
	緑化計画図 （縮尺1／ 200程度）	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高 及び本数 ②屋上緑化の位置及び 面積 ③壁面緑化の位置及び面積 ④緑地率、緑視率の数値	

	その他市長が必要と認める図書		
3 都市 計画法第 4条第12 項に規定 する開発 行為（法 第16条第 1項第3 号関係） 4 土地 の開墾、 その他の 土地の形 質の変更	付近見取図 （縮尺1／ 2500程度）	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置 ④道路・公園等の公共施設 ⑤目標 となる地物 ⑥周辺の景観資源	
	付近現況説明 資料	①2方向以上から行為の場所を撮 影したもの ②行為の場所周辺を含 めて撮影したもの ③現況写真の撮 影位置及び撮影方向がわかる図面	
	現況図 （縮尺1 /1,000 程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺 土地利用状況 ④隣接する道路の位 置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横 断面図の位置及び方向	
	計画図 （縮尺1 /1,000 程度）	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁 壁その他の構造物の位置、高さ、種 類及び規模	
	縦横断面図 （縮尺1 /1,000 程度）		行為の前後にお ける土地の縦断 図及び横断面図と する
	緑化計画図（縮 尺1/1,000程 度）	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及 び本数 ②屋上緑化の位置及び面積 ③壁面緑化の位置及び面積 ④緑地 率、緑視率の数値 ⑤緑確保の考え	宅地分譲等を行 う敷地で、宅地内 緑化を計画して いる場合はその 内容について記 載すること
	その他市長が必要と認める図書		
5 木竹 の伐採	付近見取図 （縮尺1／ 2500程度）	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位 置④道路・公園等の公共施設 ⑤ 目標となる地物 ⑥周辺の景観資 源	
	付近現況説明 資料	①2方向以上から行為の場所を 撮影したもの ②行為の場所周辺 を含めて撮影したもの ③現況写 真の撮影位置及び撮影方向がわ かる図面	
	配置図 （縮尺1／500 程度）	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の 形状及び寸法 ⑤植栽又は伐採の 位置及び面積 ⑥行為中の遮へい 物の位置、種類、構造及び規模 ⑦ 植林等による代替措置等の位置 及び面積 ⑧隣接する道路の位置 及び幅員	
	その他市長が必要と認める図書		

6 屋外 における 廃棄物、 再生資源 等の堆積	付近見取図 (縮尺 1 / 2500程度)	①方位 ②縮尺 ③当該区域の位置 ④道路・公園等の公共施設 ⑤目標となる地物 ⑥周辺の景観資源	物件の種類を表示すること
	付近現況説明資料	①2方向以上から行為の場所を撮影したもの ②行為の場所周辺を含めて撮影したもの ③現況写真の撮影位置及び撮影方向がわかる図面	
	配置図 (縮尺 1 /500 程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦伐採及び植林する樹種 ⑧隣接する道路の位置及び幅員	
	緑化計画図(縮尺 1 /200程度)	①植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ②屋上緑化の位置と及び面積③壁面緑化の位置及び面積 ④緑地率、緑視率の数値	
その他市長が必要と認める図書			